

生活保護バッシングを 乗り越えて

～基準引下げ訴訟の現在と、あるべき生活保護のかたち～

2024年の人権擁護大会では、第1分科会で「今こそ、「生活保障法」の制定を！～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～」が開催されます。憲法第25条は、すべての国民に生存権を保障しており、これを具体化するために生活保護制度があります。しかし、残念ながら、現在の生活保護制度は、セーフティネットとして十分機能しているとは言えません。

そこで、人権擁護大会を前に、生存権保障をあるべき姿にしていくために、何が問題で、いまどうすべきなのか、を考えたいと思います。

第一部

はっさく訴訟・新生存権裁判弁護団からの報告

講師： 湊上 隆 弁護士

(第二東京弁護士会所属・東京新生存権裁判弁護団)

高田 一宏 弁護士

(東京弁護士会・生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟弁護団)

第二部

講演「あるべき生活保護を考える」

講師： 稲葉 剛 氏

(一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事、
立教大学大学院客員教授)

日時：2024年9月27日(金) 18時～
(終了予定時刻21時)

参加費
無料

完全
オンライン
-Zoomでの開催-

申し込み
不要

・Zoomでの参加方法

当日、東京弁護士会ホームページの「イベント情報等」または右の二次元バーコードからアクセスし、本講演会案内ページに掲載する参加用URLよりご参加ください。

